

宝塚市立安倉小学校いじめ防止基本方針

令和7年（2025年）4月16日改訂

宝塚市立安倉小学校

はじめに

本校は、人間尊重の精神を教育の基盤にし、「心通わせ 学び合い ともに生きる 安倉っ子の育成」を学校教育目標として、「お互いを大切にできる子」「自ら学び考え表現できる子」「心も体もたくましい子」の育成に向けた教育活動に取り組んでいる。また、保護者や地域と連携を図り、学校と家庭、地域がそれぞれの役割を踏まえながら、子どもたちの健全な成長を目指している。

平成25年にいじめ防止対策推進法が制定された、その第13条に学校のいじめ防止基本方針の策定が義務付けられた。そこで、本校は、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）についての対策を総合的かつ効果的に推進するため、本基本方針を策定した。

平成31年（2019年）3月に宝塚市いじめ防止基本方針が改定されたことを受け、「子どもが主体的に参加する学校づくり」を目指し、いじめの防止等についての対策をより総合的かつ効果的に推進するため、宝塚市立安倉小学校いじめ防止基本方針の改訂版を策定する。

本基本方針は、教職員の共通理解を図るだけでなく、学校のホームページ等を通じて、保護者や地域等へ公開する。また児童に説明するとともに、いじめの定義や学校のいじめ防止等の取組について周知し、児童そして保護者がSOSの発信やいじめ対応の相談を安心して行えるようにする。

1 いじめ防止等のための対策の基本的事項

（1）いじめの定義

本方針において「いじめ」とは、以下のようにとらえる。

「本校に在籍する児童に対して、一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。」

具体的には、次のような態様が考えられる。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間外れ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。等

（２）いじめの認知に関する考え方

いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童の立場に立ち、いじめを広く捉え、その上で情報共有と組織対応を行っていく。

いじめの認知については、初期段階のいじめであっても学校が組織として積極的に認知し、解決につなげることが重要であることから、いじめの認知件数が多いことは、学校の目が児童に行き届いていることのあかしであり、肯定的に捉えなければならない。

（３）いじめの解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、国の基本方針が示すように、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により長期の期間を設定する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童等を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。

（４）いじめ防止等のための対策の基本理念

いじめ防止等のための対策の基本理念は、「いじめ防止等」は子どもの人権・権利を守る取組であるとの認識のもと、推進法に規定されているように、以下のとおりとする。

- ① いじめ防止等のための対策は、全ての子どもに関係する問題であることに鑑み、子どもが安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ② いじめ防止等のための対策は、全ての子どもがいじめを行わず、他の子どもに対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめの問題に関する子どもの理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ③ いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、宝塚市、教育委員会、学校並びにすべての市民の連携及び協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 学校のいじめ防止等に関する組織の設置

(1) 設置

推進法第22条の規定に基づき、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織として、学校いじめ防止委員会を設置する。

学校いじめ防止委員会は、「生活指導上の問題」が、「いじめ」に当たるのかを判断し、いじめの解消に向けた対応に当たるだけでなく、いじめの防止等に向けた教育課程の編成・実施等、より積極的な機能や役割を担うことのできる組織とする。

また、学校いじめ防止委員会の目的、役割をより明確にするため、学校いじめ防止委員会の機能を既存の生徒指導委員会等に担わせることがないようにする。

(2) 構成員

学校いじめ防止委員会は、校長、教頭、教育計画担当教員、研究推進担当教員、生活指導担当教員、養護教諭、特別支援教育コーディネーターをはじめ、実情に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他の関係者により構成し、チームとして取り組む。

(3) 役割

学校いじめ防止委員会の役割は以下のとおりとする。

- ① 推進法2条に規定されている「いじめの定義」を全教職員が理解し、積極的にいじめの認知を行うことができるように組織体制を確立する。
- ② 学校基本方針に基づき、いじめ防止等の取組に関して、教育課程の編成・実施等具体的な年間計画を作成するとともに、その実施結果を検証する。また、必要に応じて、学校基本方針を改訂する。
- ③ いじめの相談・通報の窓口となるとともに、いじめが疑われる情報や児童の問題行動などに係る情報を収集・記録する。
- ④ いじめが疑われる情報があった時には定例または緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、いじめの有無の判断、指導及び支援体制・対応方針の決定を行う。
- ⑤ 校内研修を企画し運営する。
- ⑥ いじめ防止等に関して保護者や地域の協力を得るとともに、保護者や地域に対して学校の取組に関する情報提供を行う。
- ⑦ 推進法第28条に規定する重大事態の調査を行う。ただし、当該事案の性質に応じ、適切な専門家を加えて対応する。

※ 学校いじめ防止委員会を中核として、すべての教職員でいじめ防止等の共通理解を図り、学校全体でいじめ防止等に関する対策を行う。また、教職員は、いじめの兆候や懸念、児童からの訴えを、一人で抱え込むことなく、管理職や学年職員に相談するほか、学校いじめ防止委員会に報告し、組織的対応を行う。

3 学校評価によるいじめ再発防止行動計画の見直し

学校基本方針に沿って実施したいじめ防止等のための取組や校内研修等の取組状況等を学校評

価の評価項目に位置づけ、P(計画)、D(実施)、C(検証)、A(改善)サイクルの中で、定期的に点検、評価を行い、いじめ再発防止行動計画を見直していく。

なお、学校評価に当たっては、いじめの認知件数のみを評価対象とせず、児童や地域の実情等を踏まえて目標を設定し、組織的対応の観点で評価されるよう留意する。また、学校運営協議会においても、取組状況の点検・評価を行い、改善に努める。

4 いじめの未然防止

(1) 意義

全ての児童が、周囲の友人や教職員と信頼関係を築き、安全・安心に学校生活を送るとともに、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるような授業づくりや集団づくりに努めることで、学校全体としていじめの未然防止に取り組む。

(2) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

学校の教育活動全体を通じて、児童一人ひとりの内面理解に基づき、全ての児童が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる授業づくりを進める。このことを基盤として、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育、生命を尊重する心や規範意識を育む道德教育、人間関係を築く特別活動、他者・社会・自然と関わりを深める体験活動等を充実させ、命や人権を尊重する豊かな心を育成する。

ア 人権教育の充実

いじめは相手の人権を侵害する行為であり、絶対に許されるものではない。このことを教職員が認識し、児童一人ひとりに理解させなければならない。そのためには、全ての教育活動の中に常に人権尊重の視点を持ち、児童の人権が守られる学校・学級づくりに取り組む。

イ 道德教育の充実

児童が道徳的な心情や判断力、道徳的な実践意欲や態度を育むことは、いじめの防止に大変有効である。生命を大切にすると心や互いを認め合い、協力し、助け合うことのできる信頼関係や友情を育み、善悪の判断などの規範意識を持ち、いじめをしない、させない、許さない、見逃さない態度を育てる。

ウ 体験活動の充実

体験活動は、児童の豊かな人間性や価値観の形成、自尊感情の獲得などに繋がる。また、集団での宿泊体験や社会体験などは、仲間意識や自己肯定感、自尊感情等を育む。学校では教育活動の中に、計画的、系統的に体験活動を取り入れる。

エ わかる授業づくり・楽しい授業づくりの推進

学力に不安がある児童は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む一つの要因となっている。そのため、児童にとって学ぶ喜びを感じることができるよう「分かる授業・楽しい授業」を推進し、基礎・基本の定着を図り、学習に対する達成感や成就感を持たせることが、児童の心や生活を安定させ、いじめを予防する手立ての一つとなることを教職員一人ひとりが認識し、授業改善に取り組む。

5 いじめの早期発見

(1) 意義

いじめ防止等の取組の中で、児童に SOS を発信してもらうことは重要である。しかし、児童が表現した微妙なサインに気づき、その意味を適切に読み取ることができなければ、児童の心の危機に対応することはできない。教職員は、いじめが大人の目につきにくい場所や時間で行われるなど、気付きにくいこと、また、一見遊びやふざけているように見えることがあり、判断が難しいことを十分認識しなければならない。児童の様子、人間関係、服装や持ち物の変化など、些細な兆候を見逃さず、いじめを見極める目を持ち、早い段階から組織的に関わりながらいじめの早期発見に努める。

(2) 定期的なアンケート調査等の実施

いじめの実態把握のための「いじめ調査アンケート」（巻末資料 4）を原則としていじめが疑われる場合等、実態に応じて即時実施するとともに、少なくとも学期に 1 回以上実施し、担任等による面談を通じて、いじめの兆候となる情報を計画的に収集、記録し、教職員間で共有する。アンケートの実施に当たっては、記名、無記名、記入場所、提出方法等、アンケートの内容に応じて配慮する。

学校におけるいじめアンケートの保存期間について、全員分の回答用紙は対象児童生徒が卒業するまでとし、回答を取りまとめた文書は 5 年間保存する。

また、第 1 学期には、必ず、教育委員会作成の「こころとからだのアンケート調査」（巻末資料 3）を行う。本アンケート調査は、心理教育、リラクゼーション、アンケートへの回答、回答後の担任等による面談という一連の指導として行い、回答結果の分析に応じて、スクールカウンセラーなどの臨床心理士によるカウンセリングを活用する。

(3) 教職員と児童等との良好な人間関係の構築と相談機能の充実

児童や保護者から、安心して相談してもらえる教職員であるよう、日ごろからコミュニケーションを密にして、良好な人間関係を構築しなければならない。

学校は、アンケート実施後の全員面談や相談週間を設けるとともに、教育委員会と連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用するなど、学校の相談機能の充実に努める。また、教育委員会（教育支援課）の相談窓口等、いじめについて相談するところ（巻末資料 7）の周知の徹底を図り、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備や周知に努める。

(4) 児童の SOS を発信できる力の育成

学校は相談機能の充実に努めるとともに、自殺予防プログラム等を実施し、児童生徒が自分自身や友達の危機に気づき、問題を一人で背負い込まずに対処をしたり関わったりし、信頼できる大人につなぐことの重要性を理解する等、児童生徒の SOS を発信できる力の育成を図らなければならない。

6 いじめへの対処

(1) 意義

教職員は、いじめを発見し又は相談を受けた場合には、推進法第23条1項の規定に基づき、直ちに管理職に報告し、特定の教職員だけで抱え込むことなく、速やかに「学校いじめ防止委員会」に報告し、組織的な対応につなげなければならない。

指導に際しては、いじめを受けた児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。児童をしばらく見守るという対応については、援助を求めた側が、自分は見守られているということを感じることができるように対応しなければならない。また、全ての教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携した対応を行う。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

教職員は、遊びや悪ふざけなどであっても、いじめが疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に話を聞く。些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

いじめを発見したときや、いじめに関する通報を受けたときには、「学校いじめ防止委員会」が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。加害児童に対して学校が必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果が見られず、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく警察等と相談して対処する。

(3) いじめを受けた児童やその保護者への対応

教職員は、いじめを受けた児童から事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない。必ず守る。」ということをはっきりと伝える。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して以後の対応を行う。

家庭訪問等により、できるだけ迅速に保護者に事実関係を伝えとともに、いじめを受けた児童にとって信頼できる友人や教職員、家族、地域の人などと連携し、当該児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめを受けた児童が安心して学校生活を送ることができるよう、必要に応じて加害児童を別室で指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉の専門家、医師、警察など外部人材の協力を得る。

いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。また、聴き取りやアンケート等により確認した事実は適切に保護者に提供する。

（４）いじめた児童やその保護者への対応

教職員は、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、速やかにその保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

なお、いじめた児童がいじめを行った背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して以後の対応を行う。いじめの状況に応じて心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに教育委員会による出席停止や警察との連携による措置を含め、毅然とした対応をする。教育上必要と認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考えられる。

ただし、いじめにはさまざまな要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分留意し、加害児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。決して、主観的な感情に任せて一方的に行ってはならない。

（５）周囲の児童への対応

教職員は、いじめが発生した際、それを知り、見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、たとはいじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

なお、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を学級での話し合いなどによりすべての子どもに行き渡らせるようにする。

（６）教育委員会との連携

学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、その指導助言等による支援を得ながら、管理職が中心となって組織的に対応し、迅速に問題の解決にあたる。また、経過観察・解消等のいじめ事案の状況を適宜、教育委員会に報告し、教育委員会との連携を図る。

７ 児童の主体的な活動の推進

（１）意義

いじめの防止は教職員だけが取り組むのではなく、児童がいじめをしない、許さない、見逃さないという強い意識を持つことが大切である。学校全体でいじめ防止等に取り組むには、児童と教職員との対話を通して、児童の考えを実現していく観点から、児童の主体的な活動を、特別活動をはじめとする教育課程に位置付けるなど、指導上の方向性を明確にする必要がある。

（２）内容

児童会活動の中で、児童一人ひとりに居場所のある学級や学校にしていくために、「学校のきまり」や「服装」、いじめの防止等に関する取組を議題としたり、学級活動の中でもいじめのな

い学級づくりを取り上げたりするなど、児童自らが自分たちのできることについて考えることは有効である。

具体的には、次のような内容が想定できる。

- ① 「多様性」を認め合える学級や学校とはどのようなものか
- ② どのようにすれば、いじめが起こらない学級・学校づくりができるのか
- ③ いじめが起こったとき、自分たちの力で解決するにはどのようにしたらよいのか

(3) 留意点

児童が主体的に活動できるようにするために、教職員は以下の点に留意する。

- ① 学校全体としていじめを許さない意志の形成と、人権を尊重し他者を傷つけない学校文化の形成
- ② 全ての児童が居場所と役割を感じることができる学級づくりや行事の活性化
- ③ 学校の全ての教育活動を通じた、児童の自尊感情や社会性の育成

8 教職員研修

(1) 意義

いじめ防止等のための教育活動を学校全体で実効性のあるものにしていくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、教職員同士が気軽に何でも相談できる協働性豊かな職場の雰囲気が重要である。そのために、校内研修を有効に活用して、教職員が率直に意見を交換しながら、教職員個々のいじめ防止等に関する意識を高めることが有効である。また、児童の些細な変化等に気づき、適切に対応するための感性や資質の向上を図る。

(2) 内容

児童一人ひとりが自尊感情を持ち、互いを思いやり尊重する心を育む指導や学級経営のあり方、カウンセリングマインドなど児童理解による生徒指導のあり方など、多様な内容の研修を行う。

また、学校基本方針やいじめ防止等の年間計画を教職員全員が共有し、個別の事例研究を行うこと等により、教職員の共通理解を図る。さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医師、弁護士などの専門家を活用することにより、教職員の資質向上を図る。

(3) 留意点

「いじめ防止等の研修」は、必ずしも特定の領域に特化できるものではなく、生活指導をはじめ学級経営、集団づくり、授業づくり、児童理解等々、多様なテーマにおよぶものである。教職員がこれらの研修を「いじめ防止等の研修」として、積極的な意義を見出し、教職員の共通認識や問題意識が形成されるよう行う。

9 教職員がゆとりをもって児童生徒と向き合う時間の確保

ノー会議デー、定時退勤日の実施、事務作業や会議の効率化、部活動の運営の改善等を一層進めるなど勤務時間の適正化を図ることにより、教職員がゆとりをもって児童と向き合う時間を確保し、一人ひとりの児童の状況や学級集団等の様子を日常的に把握するなど、いじめの防止等に資する体制を整備する。

保護者に、「勤務の適正化に係る取組について」を配布し、教職員の平均超過勤務時間、定時退勤日、勤務時間終了後の電話連絡について周知し、保護者への理解と協力を求める。

10 特別な支援を必要とする児童生徒への配慮

特別支援学校又は特別支援学級だけでなく通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童の中には、他の児童との間にトラブルが生じた際に、自分の思いを表現することが困難な児童も在籍している。このような児童に対するいじめを未然に防止し、または発生したいじめを早期に発見し、対処するには、全教職員による支援体制の構築が不可欠である。また、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てていくため、個々の児童を尊重する教育の推進が必要であり、特別支援学校と各学校間、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習をより積極的に推進していくことが大切である。

11 ネット上のいじめへの対応

(1) 意義

ネット上によるいじめについては、大人が見えにくい中で行われることが多いこと、また、被害が広範囲で長期に及ぶ可能性があることに留意して対応する。

(2) 内容

インターネット等を介したいじめは、大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校では、「授業づくり」「集団づくり」「児童の主体的な活動」等の取組とともに、児童、保護者に対して、警察や通信事業者等と連携を図り、情報モラルに関する教育に取り組む。また、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者に対しても家庭における保護者の責務や家庭での教育の必要性について周知する。

教職員は、児童の些細な人間関係や生活、心情の変化をとらえるため、常にアンテナを高く張る必要がある。ネット上の不適切な書き込みや画像等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。

こうした措置をとるに当たり、教育委員会に報告するとともに、必要に応じて法務局等の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し適切に援助を求める。また、法務局等におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など関係機関の取組についても周知する。(巻末資料7)

12 学校園間の連携

(1) 意義

いじめについては幼稚園や認定こども園・保育所(園)と小学校、小学校と中学校等が連携を図り、幼児児童生徒についての情報、いじめ防止等の取組などについて共有する。

(2) 内容

中学校区ごとに管理職や教職員が集まる会議を定期的に行い、情報交換を行う。また、進学時に合わせ、幼稚園や認定こども園・保育所(園)と小学校、小学校と中学校の教職員が実施

する引き継ぎ会の中で、幼児児童生徒の情報等についての情報共有を行う。

(3) 留意点

学校間の連携については、日ごろから幼児児童生徒や教職員による交流を積極的に行い、互いに関係を深めておかねばならない。保幼小中連携プロジェクト委員会の中学校区実践交流会を活用し、管理職や教職員が情報交換を行う際、地域や幼児児童生徒の実態、中学校区内の教育方針・取組等を話し合うことで、15年間を見通した教育の連携を推進する。

1 3 家庭、地域との連携

(1) 意義

児童を取り巻く多くの大人が、児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校はPTAや地域の関係団体、学校に関係する人たちとの連携を進め、学校と家庭、地域とが組織的に協働する体制を構築する。

(2) 内容

保護者や地域、関係機関が参画する学校運営協議会や学校評議員会、学校支援地域本部、青少年育成市民会議などにおいて、いじめ防止等について情報交換や意見交換を行うことで、地域とのネットワークづくりを推進する。

(3) 留意点

いじめ防止等に関して、保護者や地域の協力を得るために、日ごろからホームページや学校通信等で学校いじめ防止委員会の役割等の情報や学校の取組を積極的に発信するほか、オープンスクールの実施等、開かれた学校づくりに努める。

1 4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

本方針において、「重大事態」とは、次のようにとらえる。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 年間30日以上いじめにより欠席した場合

年間30日以上欠席でなくても、児童がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合でも、教育委員会や学校の判断により重大事態ととらえる。

また、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態としてとらえる。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した時は、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会が学校で調査をするよう判断した時は、「宝塚市いじめ防止等基本方針」に沿った対処を行う。